

譲渡会社の商号の略称・標章を続用した譲受会社に対し会社法 22 条 1 項の類推適用が肯定された事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成 27 年 10 月 2 日
【事 件 番 号】 平成 25 年（ワ）第 6160 号
【事 件 名】 貸金請求事件
【裁 判 結 果】 請求認容（確定）
【参 照 法 令】 会社法 22 条 1 項
【掲 載 誌】 金判 1480 号 44 頁

LEX/DB 文献番号 25531779

事実の概要

内装工事の設計・監理等を主たる業務とする A（株式会社デザインワークスプロジェクト）は、平成 14 年に設立され、B が代表取締役、C と D が取締役それぞれ就任していた。A は、ホームページ上に社名の略称として「DWP」（以下、「Y」とする）と記載していたほか、当該名称を標章として用いながら業務を行っていた。

X（原告：株式会社みずほ銀行）は、A に対し、平成 20 年 9 月 1 日、証書貸付に基づき 3,000 万円を貸し付け、さらに、平成 22 年 4 月 8 日には、当座貸越勘定に基づき 2,000 万円を貸し付けた。しかし、資金状況が悪化したことから、平成 23 年 3 月以降、A は金融機関からの借入金について、弁済期の変更合意を繰り返すようになった。そのため、A は不採算部門の撤退やオフィスの縮小等を余儀なくされ、さらに、D や約 40 名いた従業員の半分近くが退職したことから、A の経営は一層厳しくなり、その負債残高は約 5 億円に達した。

C は B と相談の上、A とは別の法人を用いて事業を行うことを決め、平成 24 年 1 月頃、知り合いの公認会計士 E に相談したところ、E は、自らが有する休眠会社 F を無償で A の別法人として使うことを承諾した。

平成 24 年 4 月 11 日、取引先の G が、A の預金債権の仮差押えに動き始めたことから、C は、E に対し F の商号変更等を依頼、平成 24 年 7 月 4 日に変更登記がなされ、F の商号を「株式会社

Y」（被告：株式会社 DWP）に、事業目的を A と同一のものに、代表取締役を C に、本店所在地を A が事務所としているのと同じビルに、それぞれ変更した（平成 27 年 3 月 1 日、A は商号を「株式会社 TN コーポレーション」に変更している）。

平成 24 年 7 月以降、C は、A に勤務していた従業員らと共に Y の事業を開始した。また、Y は A から許諾を得て、「Y」の標章を名刺やホームページのほか、顧客に交付する提案資料等に使用していた。

X は、Y が A から事業譲渡を受けたことのほか、A の標章を続用しているということは、事業主体が譲渡会社と同一のままであるとの外観を作出したのであるから、本件標章の使用は商号の続用に準ずるとして、会社法 22 条 1 項の類推適用により、Y は弁済責任を負うべきであると主張した（X は、A に対する貸付金の残元金約 2,500 万円の支払いを Y に求めた）。

判決の要旨

まず裁判所は、① Y の預金が A の債権者からの仮差押えを受けると、従業員に対する給与の支払いができなくなる可能性があり、収益確保のため別会社で業務を行う必要があったことから、C が Y を設立したこと、② C が A の取締役であったこと、③ Y の従業員が A に在籍していた者から構成されていたこと、④ Y が A と同一の住所地に事務所を構えていたこと、⑤ A が Y に顧客を紹介する

代わりに、Yから紹介料を受け取る業務委託契約が締結されていたこと、などの点から、AからYに事業譲渡がなされたことを認定したが、AとYの商号の主たる構成部分に同一性が認められず、YがAの商号を続用したものと直ちに評価することはできないとした上で、下記のように判示した。

「会社法 22 条 1 項が、営業譲渡の譲受会社のうち、商号を続用する者に対して、譲渡会社の債務を弁済する責任を負わせた趣旨は、営業の譲受会社が譲渡会社の商号を続用する場合には、従前の営業上の債権者は、営業主体の交替を認識することが一般に困難であることから、譲受会社のそのような外観を信頼した債権者を保護するためであると解するのが相当である（最高裁昭和 29 年 10 月 7 日第一小法廷判決・民集 8 巻 10 号 1795 頁、同昭和 47 年 3 月 2 日第一小法廷判決・民集 26 巻 2 号 183 頁参照）。

これを本件についてみると、(略) Y は、A がかねてより英語表記の略称として用いていた『Y』という名称を商号とし、また、A がかねてより使用していた本件標章を使用しているものであるところ、『Y』という名称は A という営業主体を表すものとして業界で浸透し、ブランド力を有するに至っており、また、本件標章はそのブランドの象徴として利用されてきたものと認められる。そして、一般に標章には、商号と同様に、商品等の出所を表示し、品質を保証し、広告宣伝の効果を上げる機能があるということができるところ、Y は、本件標章を従業員の名刺、ホームページのほか顧客に交付する提案資料等に表示していたことが認められ、A という営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出していたものといえる。そうすると、Y において、営業譲渡後遅滞なく、自らが A とは別の法人であることを説明したなどの特段の事情がない限り、債権者において、同一の営業主体による営業が継続しているものと信じたり、営業主体の変更があったけれども譲受会社である Y によって A の債務の引受けがされたと信じたりすることは無理もないものといえるべきである。

そうすると、Y は、上記特段の事情がない限り、会社法 22 条 1 項の類推適用により、本件債権に係る債務について、弁済する義務を負っていると解するのが相当であるところ、本件において特段

の事情があるものとは認められない。」とし、Y は A と連帯して、本件債権に係る債務を弁済する責任を負うとした。

判例の解説

一 はじめに

本件は、経営難に陥った会社が別会社を設立して事業譲渡したものの、譲受会社が、譲渡会社の商号の略称や標章を自社の商号や業務等に使用していたことから、譲渡会社の債権者である銀行が、会社法 22 条 1 項の類推適用に基づき、譲受会社に対し債務の返済を求めた事案である。本件事案に対し裁判所は、譲受会社の責任を肯定した。以下、本判決につき検討していきたい。

二 会社法 22 条 1 項の制度趣旨

会社法 22 条 1 項は、事業譲渡に際して、譲受会社が譲渡会社の商号を継続して使用する場合には、譲渡会社の事業から生じた債務につき譲受会社もその責めを負うと定め、さらに、本条 2 項では、譲受会社は、遅滞なく譲渡会社の債務について責任を負わない旨を登記したり、遅滞なく譲渡会社および譲受会社から第三者に対し、譲受会社が譲渡会社の債務について責任を負わない旨を通知したりした場合には、当該第三者に対し譲受会社は責任を負わないと定めている。

本条 1 項（平成 17 年改正前商法〔以下、「旧商法」とする〕26 条 1 項）に関わる解釈については、本判決中でも引用されている最判昭 29・10・7 等の立場（外観信頼保護説）が通説的見解とされてきたが¹⁾、近時は、会社法 22 条の適用が予定されているのは、債務者の弁済能力が危機的状況にある場合なのであるから、本条は、その場合における各関係者の利害を適切に調整する方向へ誘導する法的ルールを定めたもの（本条 1 項は、2 項の定める措置がとられるよう誘導するためのサンクション）であるとし、債権者との協議をなさずに、譲渡会社と譲受会社が抜け駆的に事業譲渡を行い、一方的で詐欺的な再建が試みられることを防止するための規定であるとする見解も有力に主張されている²⁾。

会社法 22 条の規定は、その文言からは、債務者である譲渡会社が破綻状況にある場合に限定し

ていないが、従来から本条の適用が問題とされてきた事例の多くは、大きな債務を負担した企業の所有者が、債権者の執行を免れるために新会社を設立し、旧会社の債務につき、本条を通じて新会社に引き継がせたものであるとの指摘もなされており³⁾、上記の見解は、会社法 22 条の法理を実態的な側面から検討している点で注目されよう。

三 商号以外の名称に対する会社法 22 条

1 項の類推適用の問題

1 過去の判例等

本件では、譲渡会社の商号の略称や標章を譲受会社が商号として続用した場合に、会社法 22 条 1 項の類推適用があるのか否かが問題とされているが、商号以外の名称の続用に関わるこれまでの裁判例としては、譲受会社が譲渡会社の屋号を続用していた場合につき、旧商法 26 条 1 項の適用ないし類推適用を認めたものがあるが、いずれも譲渡会社の商号の主要部分を譲受会社が屋号として使用したケースであった⁴⁾。

このほか、近時は、預託金の償還期限を迎えた預託金会員制ゴルフ場が経営破綻に直面し、ゴルフ場運営会社がゴルフ場事業を当該会社が設立した別会社に譲渡したところ、会員権者が、旧会社（譲渡会社）の商号ではなくゴルフクラブの名称を続用した別会社（譲受会社）に対し預託金の返還を求める訴訟が多数提起され、旧商法 26 条 1 項の類推適用により、譲受会社の弁済責任を認める下級審判例が少なからず存在していた⁵⁾。

この問題について、最高裁は、「ゴルフ場の営業の譲渡がされ、譲渡人が用いていたゴルフクラブの名称を譲受人が継続して使用しているときには、譲受人が譲受後遅滞なく当該ゴルフクラブの会員によるゴルフ場施設の優先的利用を拒否したなどの特段の事情がない限り、会員において、同一の営業主体による営業が継続しているものと信じたり、営業主体の変更があったけれども譲受人により譲渡人の債務の引受けがされたと信じたりすることは、無理からぬもの」とし、譲受会社は特段の事情がない限り、旧商法 26 条 1 項の類推適用により、預託金の返還義務がある旨判示した（最判平 16・2・20 民集 58 巻 2 号 367 頁）。

この最高裁の立場は、それまでの屋号続用に関する裁判例よりも旧商法 26 条 1 項の類推適用の

範囲を拡大したものといえるが、その射程がゴルフ場のケースに限定されるのかといったことについては、不明確であった。この点、最判平 16・2・20 以降の下級審である東京地判平 18・3・24（判時 1940 号 158 頁）は、洋品雑貨販売業を営む会社（商号は「ヌギートレーディング株式会社」）の屋号「ザ・クロゼット」を譲受会社が商号として続用した事案であるが、裁判所は、ゴルフ場の会員権取引では、一般的にゴルフクラブの名称が流布される点を指摘しつつ、当該事案における屋号は商号の重要な構成部分を包含していないとして、旧商法 26 条 1 項の類推適用を否定している（ただし、本件事業譲渡に対し民法 424 条の詐害行為取消権の行使は認めた）⁶⁾。

最判平 16・2・20 の法理には、ゴルフ場の預託金返還請求権者を詐欺的なスキームから保護することがその背景にあったとされるが、同様のスキームが会社分割制度を利用して実行されるケースも存したことから、最高裁は、最判平 16・2・20 の法理を基に会社分割にも会社法 22 条 1 項の類推適用を肯定し、ゴルフ場の事業を承継した会社の弁済責任を認めた（最判平 20・6・10 判タ 1275 号 83 頁）。

最判平 20・6・10 以降の下級審の中には、飲食店経営の会社（商号は「株式会社ユニ・ピアル」）から、クレープ店のフランチャイズ事業を会社分割によって承継した会社が、店舗名である「クレープハウス・ユニ」を商号として続用した事案につき、裁判所が、旧会社と新会社との関係（店名の類似性、代表者の同一性、旧会社と新会社の実質的連続性を強調するホームページ上の記載の存在等）を考慮した上で、会社法 22 条 1 項の類推適用を認めた裁判例も存する（東京地判平 22・7・9 判時 2086 号 144 頁）⁷⁾。

2 本判決について

本件は、先の東京地判平 18・3・24 や東京地判平 22・7・9 と同様に非ゴルフ場に関わる事案であったが、屋号の続用が争点となった両事例とは異なり、譲渡会社の商号の略称・標章の続用が問題とされた。本判決は、A の商号の略称である「Y」が、A の属する業界において営業主体を表示する名称として浸透しかつブランド力を有し、「Y」標章がそのブランドの象徴として利用され

てきた点を認めた。そして、裁判所は、標章についても商号と同様に商品等の出所を表示し、品質を保証し、広告宣伝の効果を上げる機能があるとしつつ、Yは、本件標章を従業員の名刺、ホームページのほか顧客に交付する提案資料等に表示していたことが認められ、Aという営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出していたことから、会社法22条1項の類推適用の対象となる旨判示した。

標章等を「営業主体を表示する名称」と認め、本条1項の類推適用を肯定した事例は、本判決が初めてと思われるが、実務上、商号とは異なる標章（ブランド名）等を積極的に活用して事業展開をしている企業も多いようであることから、債権者保護の観点からも、本条1項の類推適用により標章等を統用する譲受会社の責任を肯定することは可能と解する。この点、標章が商号と同じような機能を有すると指摘しつつ、本件における事業譲渡に至る経緯やAとYとの関係、Yが「Y」標章を自己の業務に使用した状況等を詳細に検討した上で、本条1項の類推適用により、Yの責任を認定した本判決は、正当であったといえよう（本件も、典型的な債務逃れのための事業譲渡に関わる事案であったと解する）。

このほか、本判決は、本条1項の類推適用がなされる要件として、Yが債権者に対し、事業譲渡後遅滞なくYがAとは別法人であることを説明したなどの特段の事情があったか否かという点をあげている。これは、先述した譲受会社が譲渡会社の債務を引き受けない旨の通知に関わる本条2項の趣旨に対応した解釈であるといえる。この点、Yは、Xや他の債権者に対し、Aとの関係について何ら説明していなかったようであることから、Aと共に弁済責任を負わざるを得なかったものと解する。

四 おわりに

近時、許害的な組織再編に関わる訴訟が頻発したことから、平成26年の会社法改正により、譲渡会社が、残存債権者を害することを知って事業譲渡した場合、残存債権者は、譲受会社に対し、承継した財産の価額を限度として債務の履行を請求することができる旨の規定が置かれた（会社法23条の2第1項。会社分割にも同趣旨の規定がある〔会

社法759条4項、761条4項、764条4項、766条4項を参照〕）。

この新制度は、民法424条の許害行為取消権に対応したものであり⁸⁾、会社法22条1項とは法律要件が異なる。しかし、これまでに裁判所は、許害的な事業譲渡の防止という観点から会社法22条1項を用いてきたようであることから、商号（ないしは店舗名やブランド名等の事業主体を表す名称）の統用という限定はあるものの、抜け駆け的に譲渡会社に残された債権者が、譲受会社に直接的に債務弁済を求めることのできる制度として、本条1項は、会社法23条の2第1項と共に、今後も活用されるものと思われる⁹⁾。

●—注

- 1) 鴻常夫『商法総則〔新訂第5版〕』（弘文堂、1999年）149頁等。学説の状況につき、落合誠一「商号統用営業譲受人の責任」法教285号（2004年）27頁以下を参照。
- 2) 落合・前掲注1）30頁以下。菅原貴与志「事業譲渡をめぐる実務問題：債権者保護を中心に」法研87巻9号（2014年）171頁以下も参照。
- 3) 江頭憲治郎「判批」法協90巻12号（1973年）1612頁以下。得津晶「判批」NBL888号（2008年）5頁も参照。
- 4) 東京地判昭54・7・19判時946号110頁、東京高判平元・11・29東高民時報40巻9～12号124頁、東京地判平12・9・29金判1131号57頁等。
- 5) 大阪地判平6・3・31判時1517号109頁、大阪高判平14・6・13判タ1143号283頁、東京高判平14・9・26判時1807号149頁、東京地判平16・1・15金法1729号76頁等を参照。
- 6) その他、長野地判平14・12・27判タ1158号188頁も参照。
- 7) 大阪地判平22・10・4金法1920号118頁、東京地判平22・11・29判タ1350号212頁等も参照。
- 8) 江頭憲治郎『株式会社法〔第6版〕』（有斐閣、2015年）910頁注2を参照。
- 9) この点につき、土岐孝宏「本件判批」法セ734号（2016年）111頁のほか、神田秀樹編『論点詳解平成26年改正会社法』（商事法務、2015年）246頁〔得津晶執筆〕も参照。

嘉悦大学教授 小菅成一